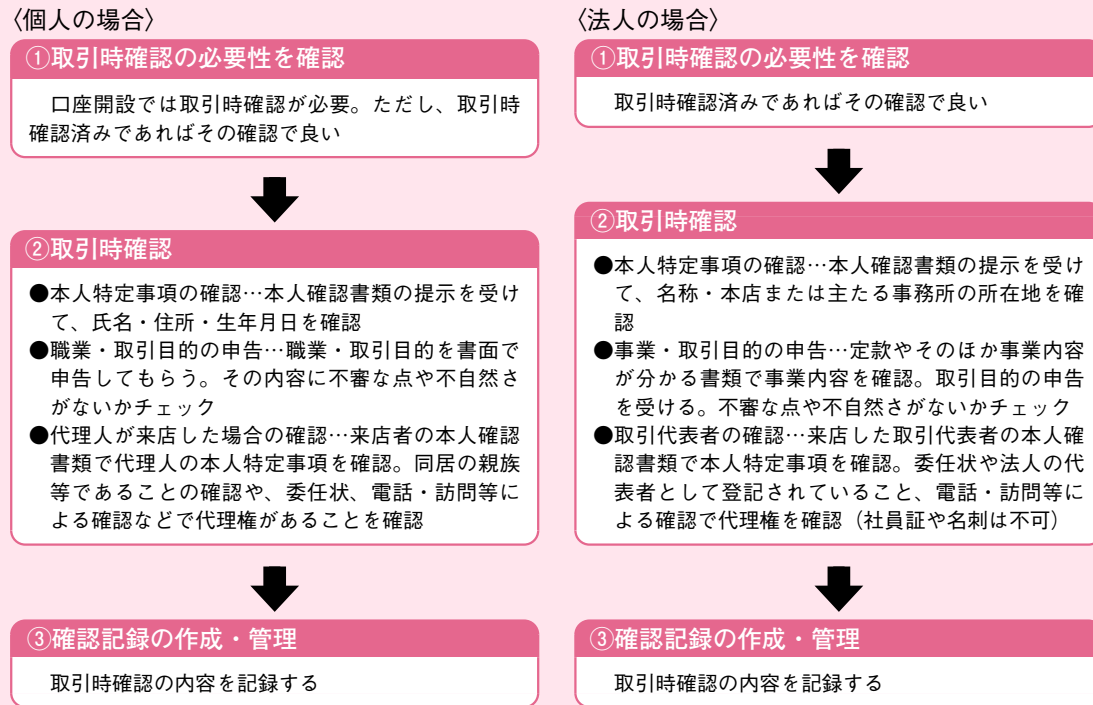


図解 口座開設時に行う確認事項と手続き

ここでは、口座開設時に必要な各種確認の概要と手続きについて解説します。

金融・証券アナリスト 大澤昌弘

図表1 取引時確認の手続きと流れ



図表2 個人の本人確認書類と取扱方法

公的書類の種類	取扱方法
〈顔写真付きのもの〉 運転免許証／運転経歴証明書／在留カード／特別永住者証明書／パスポート等旅券／マイナンバーカードなど	提示のみでOK
〈顔写真のないもの〉 ・健康保険や介護保険の被保険者証／国民年金手帳／母子健康手帳 など ・住民票の写し／住民票記載事項証明書／戸籍の謄本もしくは抄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの） など	・提示に加え、他の本人確認書類（上段、顔写真付きのものを除く）または公共料金の領収証書など住所の記載のある補完書類の提示を受ける ・ただし、下線のあるものに関しては、提示に加えて取引にかかる書類を転送不要郵便物などで郵送する方法でなければならない

図表3 法人の公的確認書類

本人確認書類	事業内容の確認書類
・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・官公庁から発行・発給された書類	・定款または定款に相当するもの ・法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載があるもの ・登記事項証明書（本人確認書類との兼用も可能） ・官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があるもの（名称および本店または主たる事務所の所在地の記載がある場合、本人確認書類との兼用も可能）

Point

①取引時確認
●個人の場合は、氏名・住所・生年月日を運転免許証などの公的書類で確認し、職業・取引目的を申告してもらう
●法人の場合は、本人特定事項のほか、取引目的・事業内容・実質的支配者・取引担当者の確認が必要となる

「犯」 罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯罪収益移転防止法）は、マネー・ロンダリング（犯罪による収益をあたかも正当な手段で得た資金と見せかける行為。資金洗浄という）やテロ資金供与を防止する目的で立法化されました。取引時確認は、同法に記載された制度で、不正取引の危険性の高い特定の取引に必要な処置です。
特定の取引には、200万円を超える現金取引や、10万円を超える現金による振込、融資取引などが該当します。さらに貸金庫・保護預りなどの契約とともに、口座開設も対象となっています。
個人のお客様に対する取引時確認では、**図表2**のような公的書類（本人確認書類）の提示を受け

て、氏名・住所・生年月日（本人特定事項）を確認します。合わせて、取引目的と職業の申告も受けます。
代理人が来店した場合は、名義人本人の確認とともに、代理人の本人特定事項を公的書類の提示で確認します。さらに、代理人が取引の任にあたっていることも確認しなければなりません。
定款等の書類で事業内容を確認する
法人のお客様に対する取引時確認では、**図表3**のような公的書類で、名称・本店または主たる事務所の所在地を確認します。合わせて、取引目的の申告を受けて、定款や登記事項証明書等の書類により事業内容を確認します。

法人の場合は、法人の経営を実質的に支配することが可能な個人が法人を使って不正取引をすることがあるため、犯罪収益移転防止法上で、実質的支配者の確認も規定されています。実質的支配者については、議決権を直接または間接に25%超保有する個人などと示されており、その氏名・住所・生年月日を申告してもらいます。
また、法人との取引では、法人を代理する取引担当者が実際の手続きを行います。取引時確認の際には、その取引担当者の氏名・住所・生年月日を公的書類で確認したうえで、取引担当者が取引の任にあたっていることも確認する必要があります。
個人・法人を問わず、それ以前に取引時確認を行っている（取引時確認済みの）場合もあります。こうした取引時確認済みのお客様には、取引時確認済みの確認で良い一方で、本人確認済み（本人特定事項のみ確認済み）の場合には、不足する確認を補わなければならないかもしれません。